

現行条例	改正法
<p>(訂正請求権)</p> <p>第 22 条 何人も、実施機関に対し、開示（第 20 条第 1 項の他の法令及び広島市情報公開条例の規定による開示を含む。第 28 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。</p>
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第 23 条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所（その者が前条第 2 項において準用する第 9 条第 2 項の規定により本人に代わつて訂正請求をしようとする場合であつて、法人であるときは、その者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）</p> <p>(2) 訂正請求をしようとする者が前条第 2 項において準用する第 9 条第 2 項の規定により本人に代わつて訂正請求をしようとする者であるときは、当該本人の氏名及び住所又は居所</p> <p>(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(4) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求め</p>

現行条例	改正法
<p>2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、その訂正請求の際、訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等を提出しなければならない。</p> <p>3 第10条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。</p> <p>4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>第24条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>（訂正決定等）</p> <p>第25条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正するときにあつてはその旨の決定（以下「訂正決定」という。）を、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないときにあつてはその旨の決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の決定（以下「訂正決定等」という。）を行ったときは、速やかに、訂正請求者に対し、当該訂正決定等の内容を通知しなければならない。</p> <p>3 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第23条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に</p>	<p>ることができる。</p> <p>（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>（訂正請求に対する措置）</p> <p>第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（訂正決定等の期限）</p> <p>第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>

現行条例	改正法
<p>規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第16条第3項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第27条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番</p>	<p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等を行えば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>二 訂正決定等をする期限</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

現行条例	改正法
<p>号利用法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第 2 8 条 何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第 5 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき又は第 8 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第 8 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 何人も、開示を受けた自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第 5 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 8 条の 2 第 1 項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第 8 条の 4 の規定に違反して提供されて</p>	<p style="text-align: center;">第三款 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。</p>

現行条例	改正法
<p>いるとき 当該保有特定個人情報の提供の停止</p> <p>3 第9条第2項の規定は、第1項又は前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。</p> <p>4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第29条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所(その者が前条第3項において準用する第9条第2項の規定により本人に代わって利用停止請求をしようとする場合であって、法人であるときは、その者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)</p> <p>(2) 利用停止請求をしようとする者が前条第3項において準用する第9条第2項の規定により本人に代わって利用停止請求をしようとする者であるときは、当該本人の氏名及び住所又は居所</p> <p>(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(4) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 第10条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第30条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利</p>	<p>改正法</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止</p>

現行条例	改正法
<p>用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止決定等)</p> <p>第 31 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止するときにあつてはその旨の決定を、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しないときにあつてはその旨の決定を行わなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行ったときは、速やかに、利用停止請求者に対し、当該利用停止決定等の内容を通知しなければならない。</p> <p>3 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 29 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 3 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p>	<p>請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限</p>